

岐阜県職員用パソコン広告実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県（以下「県」という。）で物品管理されるパソコンのうち、岐阜県行政情報ネットワーク管理運用要領第1条に定めるR E N T A I に接続されるパソコン（ただし特定業務の開発又は処理をするために業務主管課により設置されたパソコンを除く。以下「職員用パソコン」という。）を用いて行う広告掲載事業の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、職員用パソコン画面を広告の媒体として活用して民間事業者等の広告を掲載することにより、本県の新たな財源の確保を図ることを目的とする。

(基本的な考え方)

第3条 職員用パソコンに掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならなければならぬため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

2 広告掲載事業は、職員用パソコンの本来の目的に支障を生じさせないとともに、その機能を損なわないようにしなければならない。

(広告掲載の方法)

第4条 県は広告を掲載する職員用パソコン画面の広告枠を、広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）から選定された県と契約を締結して広告掲載する者（以下「広告主」という。）に提供するものとする。

2 広告掲載希望者は、広告主として自社の広告を掲載することができる。また、広告代理業者にあっては、広告主として、他者の広告を掲載することができる。

(広告掲載の基準)

第5条 広告掲載は、県の事務又は事業の実施に支障を及ぼさず、かつ県の資産の用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

2 広告主及び広告代理業者を通じて広告掲載する者（以下「広告主等」という。）が、次のいずれかに該当する業種又は事業者に係るものであるときは、広告掲載の対象としない。なお、広告の掲載中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

（1）民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの

（2）「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」の暴排措置の対象となる個人又は法人等

（3）岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領及び岐阜県森林整備業務請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく資格停止を受けているもの並びに岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領及び岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱に基づく入札資格停止を受けているもの

（4）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当するもの

- (5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に該当するもの
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当するもの
- (7) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (8) 調査会社、探偵事務所等に関するもの
- (9) 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他これに類する取引に関するもの
- (10) 前払式割賦販売等（許可業者を除く。）に関するもの
- (11) 医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品に関するもので営業停止その他の不利益処分を受けているもの
- (12) 行政機関等からの指導による改善がなされていないもの
- (13) 県税を滞納しているもの
- (14) 前各号に掲げるもののほか、法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反したもの並びに広告掲載の対象とすることが適当でないと認められるもの

3 広告の内容は、県行政の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、県民に不利益を与えないものとし、その内容が次のいずれかに該当又は該当するおそれがあるときは、広告掲載の対象としない。なお、広告の掲載中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反しているもの
- (3) 基本人権や他の者の権利等を侵害するもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (6) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (7) 意見広告（社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの）
- (8) 個人の氏名広告
- (9) 比較広告
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないと認められるもの

4 前項に掲げる内容に係る基準は、総合企画部未来創成局長が別に定める。

（広告の規格等）

第6条 広告の規格等は、募集の条件等を明示した要領（以下「募集要領」という。）で別途定める。

（掲載料金）

第7条 広告掲載料の基準となる額は、募集時毎に決定し、募集要領により明らかにするものとする。

（広告を掲載する期間等）

第8条 広告を掲載する期間・単位は募集要領により明らかにするものとする。

2 広告の掲載を開始する日（以下「掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を

掲載する月の最初の開庁日とし、広告の掲載を終了する日（以下「掲載終了日」という。）は原則として当該広告を掲載する月の最後の開庁日とする。

- 3 広告原稿は、原則として掲載開始日の午後5時までの間に掲載するものとし、掲載終了日の午後5時以降に削除するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、掲載開始日及び掲載終了日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「休日等」という。）に当たる場合は、掲載開始日は休日等の翌日とし、掲載終了日は休日等の前日とする。

（広告掲載希望者の募集等）

第9条 広告掲載希望者の募集は、募集要領を定めて行うものとする。

- 2 前項の規定による募集要領を定めたときは、県の公式ウェブサイト又はその他の広報媒体を利用して公表し、広告掲載希望者を公募するものとする。
- 3 前項による公募によっても、広告掲載希望者が無い場合等には、広告掲載月の1月前までに申請があれば、掲載を希望する者の広告を掲載することができる。
- 4 前項の場合、募集時と同条件によるものとし、先着順とする。

（広告掲載の申込み）

第10条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書（第1号様式）を提出しなければならない。

- 2 県は、必要があると認めるときは、広告掲載希望者に対し、資料の提出を求めることができる。

（広告主の選定及び通知）

第11条 県は、第7条で定める基準となる額以上で最も高額な申込み価格の広告掲載希望者で、かつ第5条第2項及び第3項に該当しない広告掲載希望者を広告主として選定する。なお、同価格の広告掲載希望者があった場合は、くじにより決定するものとする。

- 2 県は、前項の規定により広告主を選定し決定したときは、広告掲載の申込み及び掲載について（第2号様式）により、広告掲載希望者に通知する。

（審査会）

第12条 前条及び広告掲載内容の審査をするため、職員用パソコン画面広告審査会（以下「審査会」という。）を設置することとし、事務局を情報システム課内に置く。

- 2 審査会の委員長は、総合企画部未来創成局長、副委員長に総合企画部未来創成局副局長を、委員は総合企画部未来創成局情報システム課長、環境生活部県民生活課長（景品表示法に関する審査に限る。）、総合企画部未来創成局情報システム課情報システム管理監を充てる。

- 3 前項に定めるもののほか、委員長、副委員長、委員は審査に関し必要と認めるときは、その指名する者を臨時委員として構成員に加えることができる。

- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、総合企画部未来創成局副局長がその職務を代理する。

（会議）

第13条 審査会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。

- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決する

ところによる。

4 委員長が必要と認めたときは、関係者に会議への出席を依頼し、説明を求めることができる。

5 審査会は、書類の合議をもって会議の開催に代えることができる。

(契約の締結)

第14条 県は、第11条第2項の規定により広告主の決定を通知したときは契約書を作成し、広告主と広告掲載に係る契約を締結することとする。

2 広告主は、県が指定する日までに、契約書を締結しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第15条 広告主は、広告掲載料を県が指定する日までに、県が発行する納入通知書により納付しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第16条 県は、広告主が県に納入すべき広告掲載料の減額は行わない。また、既に納付した広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により、広告の掲載期間月（休日等を除く）において3日を超えて広告を掲載できなかった場合、県はその全部又は一部を返還することができる。

2 返還する広告掲載料については、広告掲載料を掲載期間月の開序日数で除して、広告を掲載できなかった日数を乗じた金額（小数点以下切り捨て）を広告主に返還する。

3 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告原稿の提出及び確認)

第17条 広告主は、原則、掲載開始日から起算して21日前までに県に広告原稿となる電子データを提出しなければならない。

2 広告主が広告代理業者であるときは、広告代理業者を通じて広告を掲載しようとする者から広告掲載申込書（第1号様式）を受領し、広告の内容を掲載しようとする月の前月初日までに広告原稿と併せて県に提出しなければならない。

3 前二項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。

4 県は第1項に基づく提出後速やかに審査会に諮り、掲載の可否を決定するものとし、決定したときは広告主に通知する。なお、修正等が必要な場合は、広告主に対し修正等を命じることができ、広告主はこれに応じなければならない。広告掲載後においても同様とする。

(広告の変更)

第18条 広告主は、月に2回を限度として当該広告の内容を変更することができる。ただし、変更しようとする広告は、原則当初の広告原稿と同時に提出しなければならない。

2 広告主が広告代理業者であるときは、広告代理業者を通じて広告を掲載しようとする者から広告掲載申込書（第1号様式）を受領し、広告の内容を変更しようとする月の前月初日までに広告原稿と併せて県に提出しなければならない。なお、同一の契約期間において広告掲載申込書を提出済みの者については省略できる。

3 前項の規定により提出された広告の内容の確認等については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(広告掲載の取消し)

第19条 県は、第5条第2項各号及び第3項各号のいずれかに該当すると判断したとき並びに次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても広告主への催告等を行わずに直ちに広告掲載の決定の取消し及び契約の解除又は広告掲載を一時中止（以下「取消し等」という。）することができる。

- （1）広告主から、指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき。
- （2）広告主等が、県の信用を失墜し、業務を妨害し又は事務を停滯させるような行為があったとき。
- （3）広告主等が、社会的信用を損なうような不祥事を起こしたとき。
- （4）広告主等の倒産、破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき。
- （5）広告主が、指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- （6）広告主が、第17条第4項の規定による修正等の求めに応じないとき。
- （7）一時的にシステム・ネットワーク障害等が生じたとき、システム保守及び停電等が発生したとき並びにその他県の業務上やむを得ない事由が生じたとき

2 県は、前項の規定により職員用パソコン画面への広告の掲載を取消し等をしたときは、広告主に中止理由を付した書面により通知するものとする。

3 第1項の規定により職員用パソコンへの広告掲載の取消し等により広告主等が損害を受けることがあっても、県はその賠償の責めを負わないものとする。

（掲載の取下げ）

第20条 広告主は、自己の都合により、職員用パソコン画面への広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により職員用パソコン画面への広告の掲載を取り下げるときは、書面により県に申し出なければならない。

3 県は、前項の規定による申し出があったときは、直ちに、広告掲載の決定を取り消すものとする。

（広告主の責任）

第21条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

（権利譲渡等の禁止）

第22条 広告主は、広告掲載の権利を譲渡し又は継承してはならない。

（損害賠償）

第23条 広告主は、その責めに帰すべき事由により、県に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を県に賠償しなければならない。

（広告主による掲載状況の確認）

第24条 広告主は、広告の掲載状況を確認するため、隨時、県に対して実地の確認を申し出ることができる。

2 前項の規定により、広告主より実地確認の申し出があったときは、県は実地確認に協力しなければならない。

(協議)

第25条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第26条 この要綱に定める広告掲載に関する訴訟については、岐阜地方裁判所を第1審の裁判所とする。

(その他)

第27条 この要綱に定めるもののほか、職員用パソコン広告事業に関し必要な事項は、総合企画部未来創成局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。